

第4回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和3年5月25日（火）午前9時30分

場所：浜田市役所 4階 講堂 A B

1 出席委員

【農業委員】（13名）

3番 佐々木京子	5番 川本 聖光	6番 野上 省三	8番 青葉 真	9番 河崎 健
10番 宮崎 龍生	11番 玉田 一	14番 中田 善喜	15番 林 秀司	16番 佐々森義見
17番 渡辺 弘之	18番 奥迫 忠幸	19番 松山 純久		

【農地利用最適化推進委員】（15名）

1番 前田 正典	2番 徳田マスエ	5番 小川 明人	6番 領家 悟	8番 岡本 定文
9番 藤若 裕香	10番 橋本 安延	11番 串崎 美之	12番 小松原常雄	13番 渡邊 弘登
14番 河野 恒弘	16番 田村 邦磨	17番 岡田 勝	18番 大谷 数義	19番 長野 昭三

2 欠席委員

農業委員（6名）

1番 原田 義一、2番 三浦 寿紀、4番 柿元 信次、7番 岡本 健治、12番 高橋 伸幸
13番 大崎 健太

農地利用最適化推進委員（3名）

3番 永見 繁廣、4番 小谷 保雄、14番 近重 邦昭

3 提出議案

○議 案

議第1号 農業振興地域整備計画変更について
議第2号 農用地利用集積計画の策定について
議第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第5号 転用統制外証明願について

○協議・報告事項

認定電気通信事業者等が行う農地転用届について

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 木屋事務局長、岡本農地係長
産業経済部農林振興課 : 藤井主任主事、松本会計年度任用職員
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

<p>事務局長</p>	<p>ご承認をいただきたい件がございます。</p> <p>原田会長におかれましては、〇〇ということで、本日の総会は欠席させてほしいとのことでございました。また、三浦会長代理につきましては、〇〇ということで、申し訳ないが本日は欠席させてほしいというところでございました。</p> <p>本日の総会の議長につきましては、席次番号3番の佐々木委員にお願いしたいということでございます。よろしければ、皆様方の拍手をもってご承認いただければと思いますが、如何でしょうか。</p> <p>～ 全員 拍手 ～</p> <p>ありがとうございます。それでは、佐々木委員、議長席の方へお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>今、事務局長より説明がありましたように、会長も会長代理も今日欠席ということで、私が今日の総会の議長をさせていただくことになりました。皆様のご協力を得て、無事に総会が終わりますように務めたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、第4回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、 農業委員の1番 原田会長、2番 三浦会長代理、4番 柿元委員 7番 岡本委員、12番 高橋委員、13番 大崎委員</p> <p>推進委員の3番 永見委員、4番 小谷委員、14番 近重委員</p> <p>以上9名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>また、林委員から、少し遅れるとの連絡がありました。</p> <p>本日の議事録署名者は、14番 中田委員、16番 佐々森委員です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>では、議事に入ります。</p> <p>議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは農業経営基盤強化促進法の関係に移らせていただきます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたい</p>

	<p>と思います。</p> <p>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、6件、12筆、18,192㎡となっております。</p> <p>申出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は5月31日を予定しており、利用権設定については開始日を令和3年6月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたらご発言願います。どなたか、ございませんか。</p>
議 長	<p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画（案）について、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 全員 挙手 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。申請地は、議題の3ページになります。それから、別冊の資料をご覧ください。別冊の資料について、印刷の関係で、見にくいところがあるかもしれませんが、今回はこれでご了承いただければと思います。</p> <p>1号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、旭町本郷〇〇ほか12筆の田、面積は9,638㎡です。場所は〇〇です。</p> <p>この案件は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。</p> <p>このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は164a余りとなり、旭地域の下限面積基準30aを満たしております。</p> <p>また、利用権設定をされていましたが、事前に合意されており、解約手続きもされておられます。</p>

	<p>続きまして、2号について説明いたします。 申請地は、高佐町〇〇の畑、面積は288㎡です。場所は、〇〇です。 この案件は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。 このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は367a余りとなり、 浜田地域の下限面積基準20aを満たしております。 農地法第3条申請につきましては、以上2件でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請について説明がありました。 担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について、16番佐々森委員もしくは 田村推進委員お願いします。</p>
佐々森委員	<p>5月14日に、私と推進委員の田村と市の事務局の方と現地を確認いたしました。譲り受けられる方もきちっと耕作されており、条件も満たしております。協議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>2号について、19番松山委員もしくは、長野推進委員お願いします。</p>
松山委員	<p>先日、長野推進委員と事務局の方と現地確認しました。何の問題も無いと思います。よろしく願いします。</p>
議 長	<p>以上で、第3条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>では、採決に入ります。 第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 挙手多数ということで、農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、農地法第4条申請について、説明いたします。</p> <p>農地法第4条申請は農地の所有者など権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、黒川町〇〇の畑、面積409㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域で、農地区分は、第3種農地に該当します。</p> <p>当該申請の転用目的は、住宅建築ですが、周囲には耕作されている農地はなく、影響は無いように思われます。</p> <p>2号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、三隅町河内〇〇の畑、130㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第2種農地に該当します。</p> <p>当該申請の転用目的は、進入路及び擁壁です。</p> <p>既にかなり以前に整備されていますが農地と判明し、ページ29のとおり始末書を添付しておられます。</p> <p>3号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、相生町〇〇の田、416㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の近隣商業地域で、農地区分は、第3種農地に該当します。</p> <p>当該申請の転用目的は、駐車場で、既に駐車場として〇〇が使用されています。</p> <p>資料30ページのとおり、申請者の父親が、〇〇に土地を貸すために駐車場等を整備し、その後、父親が亡くなり、相続の際に農地とわかったため、許可申請と始末書を提出されております。</p> <p>農地法第4条申請については、以上3件でございます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。</p> <p>担当委員から補足説明がありましたらお願いいたします。1号と3号について、19番松山委員もしくは、長野推進委員お願いいたします。</p>
松山委員	<p>先日、推進委員と事務局と現地確認しましたが、1号について、既に周囲に農地は無いので問題なく、3号についても、既に駐車場として舗装されております。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>2号について11番玉田委員もしくは申崎推進委員お願いいたします。</p>
玉田委員	<p>この案件につきましては、5月18日に、申崎委員と私と事務局の方で現地の確認をしていただきました。内容については、ただ今説明があったとおりでございますし、理由についても、書いてありますとおり、以</p>

	<p>前からのもので、現状のままでございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、第4条申請について説明が終わりました。 何かございましたらお願いいたします。ございませんか。</p>
	<p>では、採決に入ります。第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手多数ということで、ありがとうございます。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農地法第5条申請について、説明いたします。 農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について、説明いたします。 申請地は、先月の総会でご審議いただきました三隅町向野田・田原の土地の残りの部分です。三隅町向野田〇〇ほか1筆の田畑で面積は232㎡です。 場所は、先月の総会と同様、図面のとおりです。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域外、農地区分は、第2種農地に該当します。この案件も、既に亡くなっているおば夫婦が知らずに転用しており、31ページに顛末書が提出されています。</p> <p>2号について、説明いたします。 申請地は、周布町〇〇の田、面積は244㎡です。場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準工業地域、農地区分は第3種農地に該当します。転用目的は住宅建築です。周囲には既に住宅が建築されており、排水路も確保されているため、影響は無いものと思われま。</p> <p>3号について、説明いたします。 申請地は、先ほど4条2号で説明いたしました場所をご覧ください。 当該申請の転用目的は、宅地敷地ですが、4条2号と同様にすでに転用されており、32ページに始末書が添付されています。</p> <p>4号について、説明いたします。</p>

	<p>申請地は、周布町〇〇ほか1筆の田、面積は1,946㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準工業地域、農地区分は第3種農地に該当します。転用目的は、貸集合住宅建築です。周囲には既に住宅が建築されており、排水路も確保されているため、問題は無いものと思われます。</p> <p>5号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、周布町〇〇の田、面積は908㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域、農地区分は第3種農地に該当します。転用目的は、貸集合住宅建築です。周囲には既に住宅が建築されており、排水路も確保されているため、問題は無いものと思われます。</p> <p>農地法第5条申請については、以上5件でございます。</p>
議長	<p>ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号と3号について、一括して11番玉田委員もしくは、串崎推進委員お願いします。</p>
玉田委員	<p>1号につきましても、先月承認されましたところが、少し残地が残っているということで、追加の申請でございます。やむを得ないと思っております。それから、3号につきましても、先ほど承認いただきました案件の続きの土地ということで、始末書が出ております。やむを得ないということで、よろしくお願いします。</p>
前田委員	<p>5月18日に、事務局の方、会長、私の4人で現地確認いたしました。全て説明のあったとおりでございます。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p>
議長	<p>無いようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>第5条申請について、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議長	<p>挙手多数ということで、ありがとうございました。以上で農地法第5</p>

<p>議 長</p>	<p>条申請については承認されましたのでそのように処理をいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。</p> <p>地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1号の申請は1件ですが、担当委員さんが分かれていますので、分けて説明いたします。</p> <p>申請地は、上府町〇〇の田、1,992㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>当該申請地は、昭和年月日不詳より耕作はされていないという案件です。</p> <p>1号の(2)について、説明いたします。</p> <p>申請地は、高佐町〇〇ほか4筆の畑1,637㎡です。</p> <p>場所は、〇〇に2か所あり、どちらも〇〇です。</p> <p>当該申請地は昭和年月日不詳より耕作してないという案件です。</p> <p>2号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、野原町〇〇ほか1筆、1,093㎡と、清水町〇〇ほか1筆の畑、557㎡の合計面積1,650㎡です。場所は、〇〇と〇〇です。</p> <p>当該申請地は、数十年前から耕作放棄となり、年月日不詳より山林となって現在に至っているという案件です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上2件です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願について、説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>1号の(1)について、14番中田委員もしくは、河野推進委員お願いいたします。</p>
<p>中田委員</p>	<p>5月14日に、河野委員及び事務局と現地確認しましたが、原野になっており、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>1号の(2)と2号について、19番松山委員もしくは、長野推進委員お願いいたします。</p>

松山委員	今から先、農地ということにはならないと思いますので、よろしくお願します。
議 長	ありがとうございました。以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いいたします。ございませんか。
議 長	では、採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方の挙手をお願いいたします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
議 長	<p>ありがとうございました。挙手多数ということで転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。</p> <p>1号について、説明いたします。</p> <p>届出地は、〇〇の田、304㎡のうち新設6.6㎡です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>この届出は、令和3年6月1日から令和3年10月31日を工事期間として、携帯電話のアンテナや無線機器の新設、電源機器の交換などを行う計画です。以上、報告します。</p>
議 長	<p>以上で、認定電気の説明がありました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>質問が無いようですので、しまね農業振興公社の植本さんお願いします。</p>
農業振興公社 植本	（「農地機構だより」第31号の説明）
議 長	ありがとうございました。その他、事務局から何かありますか。

事務局	<p>この後、予算等の説明を農林振興係からいたします。 そのほかに、農地転用許可制度や農業者年金の資料がありますので、転用相談の際や、農業者年金に該当するような方がおられましたら、説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは最後になりましたが、今までのところで全て、皆様方から何かありましたらお伺いします。特にありませんか。</p>
玉田委員	<p>要望です。資料の写真ですけれども、現地を見に行った者は分かるんですが、行ってない者は写真を見て判断する必要があります。分かりにくいところがありますので、見やすい写真をお願いします。</p>
事務局	<p>次回以降は、もう少し見やすいものにさせていただきます。</p>
議 長	<p>よろしくをお願いします。以上を持ちまして、第4回総会を終了いたします。皆様、梅雨に入りましたので、今から熱中症とか災害とかもありますので、どうか水分補給をして、元気でお互いによろしく願いいたします。今日は、本当に、皆さん、ありがとうございました。</p>

終了 午前10時23分